

労審発第 1658 号
令和 7 年 1 月 27 日

厚生労働大臣
福岡 資麿 殿

労働政策審議会
会長 清家 篤



令和 7 年 1 月 24 日付け厚生労働省発雇均 0124 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙 1 「記」 及び別紙 2 「記」 のとおり。

別紙1

令和7年1月24日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

雇用環境・均等分科会
分科会長 奥宮 京子

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」について

令和7年1月24日付け厚生労働省発雇均0124第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

別紙2

令和7年1月27日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会安全衛生分科会
分科会長 高田 礼子

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」について

令和7年1月24日付け厚生労働省発雇均0124第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。